

中標津町地域公共交通計画策定へ向けた動き

1. 計画策定の契機

令和2年11月に活性化再生法が改正され、市町村は地域にとって望ましい地域旅客サービスの姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たす「**地域公共交通計画**」を作成するよう努めなければならないと改められました。

また、モータリゼーション等の影響から、本町の公共交通利用者は学生や免許を返納した高齢者などの一部に限られており、将来の展望も踏まえた上で、現状に合った公共交通体系の構築が急務となっており、公共交通のあり方検討が必要になっております。

そこで、本町は「**中標津町に合った**」公共交通体系を構築し、これらを位置づける「**中標津町地域公共交通計画**」を策定します。

※計画は国庫補助と連動しており、既に活用している補助を継続して活用するためには計画の作成が必要となります。

	路線名	運行区域
町内バス	俣落線※町営	市街地～俣落
	武佐線※町営	市街地～武佐～開陽
	養老牛線※町営	計根別～養老牛
	中標津市内線	市街地
	中標津計根別線	市街地～計根別※期間限定
地域間バス	釧路羅臼線	羅臼～標津～中標津～釧路
	釧路標津線	標津～中標津～釧路
	標津標茶線	標津～中標津～標茶
	中標津線	厚床(根室)～別海～中標津
	中標津空港線	根室～別海～中標津

2. 協議会の設置

公共交通のあり方検討や交通計画の作成には、公共交通事業者や利用者、その他福祉・介護・観光・教育等々関係者からの意見を反映することが重要となるため、地域関係者と協議をする場として、「**中標津町地域公共交通活性化協議会**」を設置しました。

<協議会にて協議する主な事項>

- ・公共交通のあり方について
- ・交通計画の作成、実施について 等々

<協議会委員>

活性化再生法に掲げられている3つの項目から選出します。

- (1) 計画を作成しようとする地方公共団体
→ **中標津町**
- (2) 公共交通事業者、道路管理者、湾港管理者等
→ **町内の交通事業者、道路管理者(国、道、町)など**
- (3) 公安委員会及び公共交通の利用者、その他地方公共団体が必要と認めるもの
→ **中標津警察署、利用者の代表、運輸局、振興局など**

3. 計画の概要

主に、次に掲げる事項を定めます。

- ・計画の区域…町内
- ・計画の目標…検討中(町内バス路線の効率化等)
- ・目標を達成するために行う事業及びその他実施主体に関する事項
- ・計画の期間…5年 等々

※地域間バスは、釧路・根室管内の広域計画に位置付けられる予定。

4. スケジュール

- R4年4月25日 第1回協議会(書面開催)
- 5月30日 第2回協議会(対面)**
- 6月中旬 第3回協議会(書面開催、アンケート内容について)
- 6～9月 各種調査(乗降調査、アンケート調査、町民意見交換会)
- 10月 第4回協議会(対面)
- 10月～ 交通計画(素案)の作成開始
- 12月 第5回協議会(対面)
- R5年2月 第6回協議会(対面)
- 3月～ 交通計画策定(予定、翌年度になる可能性も)**

※日程や協議会の開催回数(書面含め)は変更になる可能性があります。

業務委託契約書（案）

中標津町地域公共交通活性化協議会 会長 遠藤 俊勝（以下「甲」という。）と、日本データーサービス株式会社 代表取締役 石原 知樹（以下「乙」という。）は、業務の委託について次のとおり契約する。

- 1 業 務 名 中標津町地域公共交通計画策定支援業務
- 2 業 務 場 所 中標津町
- 3 業 務 期 間 令和 4 年 6 月 日から
令和 5 年 3 月 31 日まで
- 4 業務委託料 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 5 契約保証金 免除

上記の委託業務について、甲と乙は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所 標津郡中標津町丸山2丁目22番地
氏名 中標津町地域公共交通活性化協議会
会長 遠藤 俊勝

乙 住所 札幌市東区北16条東19丁目1番14号
氏名 日本データーサービス株式会社
代表取締役 石原 知樹

(総則)

第1条 甲は、頭紙の1から5までの条件により、当該業務を乙に委託するものとし、乙は、委託業務処理要領により委託業務を処理しなければならない。

2 前項の委託業務処理要領に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務担当員)

第4条 甲は、乙の委託業務の処理について必要な連絡指導にあたる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者)

第5条 乙は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、遅滞なく甲に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者の変更請求等)

第6条 甲は、業務処理責任者が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を附した書面により乙に対してその変更を請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

(業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し書面により通知するものとし、委託料の額または委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における甲の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(調査等)

第8条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(委託料の支払い)

第9条 乙は、成果品を甲に引き渡したときは、甲に対して委託料の支払いの請求をするものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、成果品の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課すものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

4 甲は、引き渡された成果品に関し、引き渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完請求、損害賠償の請求、代金の減額または契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

5 引き渡された成果品の契約不適合が仕様書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における違約金等）

第11条 乙の責めに帰すべき理由により、委託期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、違約金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、委託期間の業務完了の期限の翌日から業務完了の日までの日数に応じ、その業務委託料の額につき年2.5パーセントの割合で計算して得た額とする。

3 甲の責めに帰すべき理由により、第9条第2項の業務委託料の支払いが遅れた場合は、乙は、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その業務委託料の額につき年2.5パーセントの割合で甲に対して遅延利息の支払を請求することができる（契約の解除）

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により委託期間内又は委託期間後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(3) 第3項に規定する理由によらないで契約解除の申出をしたとき。

2 甲は、前項各号の定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、

乙に通知しなければならない。

- 3 乙は、甲の責めに帰すべき理由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第13条 乙は、前条第1項の規定により契約が解除されたときは、委託料の額の100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

- 2 前条第2項又は第3項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

- 3 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 4 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

- 5 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定める。

(秘密の保持)

第14条 乙は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(管轄裁判所)

第15条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする

(契約に定めのない事項)

第16条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

委 託 業 務 処 理 要 領 (案)

1 業務名

中標津町地域公共交通計画策定支援業務

2 委託期間

令和4年6月 日から令和5年3月31日

3 委託概要

中標津町の地域公共交通の現状は、モータリゼーション等の影響から、利用者は学生や免許を返納した高齢者などの一部に限られている状況であり、将来の展望も踏まえた上で、現状に合った公共交通体系の構築が必要となっている。

このような中、本町では、町の公共交通網を示す「中標津町地域公共交通計画」の策定を検討している。

そこで、本業務では、計画策定に向け、町内における公共交通の利用実態を明らかにし交通計画の議論を円滑に進め、中標津町に合った公共交通体系を構築することを目的に、アンケート調査の実施支援及び分析、「中標津町地域公共交通活性化協議会」に係る運営支援を実施する。

4 主な業務内容

(1) 町民ニーズ把握調査

15歳以上の全町民を対象に、約2,000世帯を抽出し、町内公共交通に関するアンケート調査を実施する。加えて、その調査結果について、分析・取りまとめを行うこととする。

(2) 協議会の運営支援

中標津町地域公共交通活性化協議会開催に向けた、資料作成及びこれに伴う打合せ協議を行う。

5 成果品

(1) 業務着手時

ア 業務着手届

イ 工程表

(2) 業務完了時

ア 業務完了報告書

イ 各種調査集計、分析結果及びその他関係資料 1式 (DVD-R)

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の推移

【平成30年度】平成29年10月1日～平成30年9月30日

算定式 $14,111人 \times 120.0円 + 200万円 = 3,693千円$

上限額

前年度との比較 $\Delta 933千円$

※条件～平成27年度財政力指数が0.5未満（本町0.37）

【平成31年度】平成30年10月1日～平成31年9月30日

算定式 $14,111人 \times 120.0円 \times 1.0$ （補正係数）
+ 200万円 = 3,693千円

上限額

前年度との比較 0千円

【令和2年度】令和元年10月1日～令和2年9月30日

算定式 $14,111人 \times 100.0円 \times 1.0$ （補正係数）
+ 520万円 = 6,611千円

上限額

前年度との比較 2,918千円

【令和3年度】令和2年10月1日～令和3年9月30日

算定式 $14,111人 \times 100.0円 \times 1.0$ （補正係数）
+ 520万円 = 6,611千円

上限額

前年度との比較 0千円

【令和4年度※想定】令和3年10月1日～令和4年9月30日

算定式 $13,715人 \times 100.0円 \times 1.0$ （補正係数）
+ 220万円 = 3,571千円

上限額

前年度との比較 $\Delta 3,040千円$

※補正係数～《人口密度120人未満1.0》《人口密度120人以上0.7》

注）・対象人口については、次のとおり算出している。

総人口数 - 人口集中地区人口数

例) H27国勢調査：23,744-9,663=14,111

R2国勢調査：23,010-9,295=13,715

令和3年度までは平成27年度国勢調査結果を基に算出しており、令和4年度以降は令和2年度国勢調査結果を基に算出される見込み。

・令和2年度及び3年度は補正予算対応による300万円の上乗せ有り。

（定額220万円が520万円に）

令和3年度町営バス運行実績

〔期間：令和2年10月～令和3年9月〕

系統 月別	俣落線						武佐線						養老牛線						3系統合計					
	日数		便数		輸送人員(人)	収入金額(円)	運行日数		運行回数		輸送人員(人)	収入金額(円)	運行日数		運行回数		輸送人員(人)	収入金額(円)	運行日数		運行回数		輸送人員(人)	収入金額(円)
	運行	運休	運行	運休			運行	運休	運行	運休			運行	運休	運行	運休			運行	運休	運行	運休		
10月	27	0	162	0	212	33,030	27	0	135	0	289	43,980	22	0	66	0	110	8,875	76	0	363	0	611	85,885
11月	23	0	138	0	214	30,830	23	0	115	0	340	58,400	19	0	57	0	100	9,235	65	0	310	0	654	98,465
12月	26	0	156	0	247	47,980	26	0	130	0	422	46,160	23	0	69	0	117	14,795	75	0	355	0	786	108,935
1月	20	1	117	9	165	20,970	20	1	98	7	283	42,720	16	1	48	3	82	15,540	56	3	263	19	530	79,230
2月	22	0	132	0	199	36,780	22	0	110	0	303	28,080	18	0	54	0	70	15,375	62	0	296	0	572	80,235
3月	26	0	156	0	196	142,110	26	0	130	0	302	48,040	23	0	69	0	95	32,420	75	0	355	0	593	222,570
小 計	144	1	861	9	1,233	311,700	144	1	718	7	1,939	267,380	121	1	363	3	574	96,240	409	3	1,942	19	3,746	675,320
4月	25	0	150	0	225	43,580	25	0	125	0	276	35,370	21	0	63	0	86	14,610	71	0	338	0	587	93,560
5月	23	0	138	0	187	25,920	23	0	115	0	232	24,180	18	0	54	0	84	18,420	64	0	307	0	503	68,520
6月	26	0	156	0	297	51,635	26	0	130	0	280	38,470	22	0	66	0	82	17,205	74	0	352	0	659	107,310
7月	25	0	150	0	237	23,440	25	0	125	0	239	29,120	20	0	60	0	74	14,760	70	0	335	0	550	67,320
8月	25	0	150	0	198	49,470	25	0	125	0	246	31,290	21	0	63	0	85	20,665	71	0	338	0	529	101,425
9月	24	0	144	0	218	32,800	24	0	120	0	311	41,580	20	0	60	0	112	41,900	68	0	324	0	641	116,280
小 計	148	0	888	0	1,362	226,845	148	0	740	0	1,584	200,010	122	0	366	0	523	127,560	418	0	1,994	0	3,469	554,415
合 計	292	1	1,749	9	2,595	538,545	292	1	1,458	7	3,523	467,390	243	1	729	3	1,097	223,800	827	3	3,936	19	7,215	1,229,735

町営バス運行実績（３カ年）

１ 利用者数（人）

（１）俣落線

月	H30. 10～ R1. 9	R1. 10～ R2. 9 ①	R2. 10～ R3. 9 ②	増減 ②－①	対前年比(%)	R3. 10～ R4. 9 ③	増減 ③－②	対前年比(%)
10月	417	296	212	△ 84	△ 28.4	267	55	25.9
11月	370	342	214	△ 128	△ 37.4	274	60	28.0
12月	341	355	247	△ 108	△ 30.4	286	39	15.8
1月	220	197	165	△ 32	△ 16.2	218	53	32.1
2月	241	205	199	△ 6	△ 2.9	217	18	9.0
3月	217	97	196	99	102.1	288	92	46.9
4月	210	136	225	89	65.4			0.0
5月	241	125	187	62	49.6			0.0
6月	350	239	297	58	24.3			0.0
7月	310	256	237	△ 19	△ 7.4			0.0
8月	298	183	198	15	8.2			0.0
9月	340	221	218	△ 3	△ 1.4			0.0
合計	3,555	2,652	2,595	△ 57	△ 2.1	1,550	△ 1,045	△ 40.3

（２）武佐線

月	H30. 10～ R1. 9	R1. 10～ R2. 9 ①	R2. 10～ R3. 9 ②	増減 ②－①	対前年比(%)	R3. 10～ R4. 9 ③	増減 ③－②	対前年比(%)
10月	390	359	289	△ 70	△ 19.5	348	59	20.4
11月	404	351	340	△ 11	△ 3.1	337	△ 3	△ 0.9
12月	436	380	422	42	11.1	408	△ 14	△ 3.3
1月	291	240	283	43	17.9	332	49	17.3
2月	370	266	303	37	13.9	325	22	7.3
3月	299	108	302	194	179.6	339	37	12.3
4月	321	196	276	80	40.8			0.0
5月	277	107	232	125	116.8			0.0
6月	329	285	280	△ 5	△ 1.8			0.0
7月	325	287	239	△ 48	△ 16.7			0.0
8月	207	189	246	57	30.2			0.0
9月	259	293	311	18	6.1			0.0
合計	3,908	3,061	3,523	462	15.1	2,089	△ 1,434	△ 40.7

（３）養老牛線

月	H30. 10～ R1. 9	R1. 10～ R2. 9 ①	R2. 10～ R3. 9 ②	増減 ②－①	対前年比(%)	R3. 10～ R4. 9 ③	増減 ③－②	対前年比(%)
10月	88	127	110	△ 17	△ 13.4	102	△ 8	△ 7.3
11月	75	106	100	△ 6	△ 5.7	82	△ 18	△ 18.0
12月	64	88	117	29	33.0	81	△ 36	△ 30.8
1月	32	66	82	16	24.2	67	△ 15	△ 18.3
2月	29	97	70	△ 27	△ 27.8	38	△ 32	△ 45.7
3月	64	46	95	49	106.5	59	△ 36	△ 37.9
4月	86	70	86	16	22.9			0.0
5月	94	51	84	33	64.7			0.0
6月	88	122	82	△ 40	△ 32.8			0.0
7月	88	124	74	△ 50	△ 40.3			0.0
8月	82	76	85	9	11.8			0.0
9月	106	124	112	△ 12	△ 9.7			0.0
合計	896	1,097	1,097	0	0.0	429	△ 145	△ 25.3

2 運行収入（円）

（１）俣落線

月	H30.10～ R1.9	R1.10～ R2.9 ①	R2.10～ R3.9 ②	増減 ②－①	対前年比(%)	R3.10～ R4.9 ③	増減 ③－②	対前年比(%)
10月	92,950	64,430	33,030	△ 31,400	△ 48.7	51,220	18,190	55.1
11月	69,750	57,395	30,830	△ 26,565	△ 46.3	29,070	△ 1,760	△ 5.7
12月	38,420	44,895	47,980	3,085	6.9	39,620	△ 8,360	△ 17.4
1月	21,780	34,750	20,970	△ 13,780	△ 39.7	45,835	24,865	118.6
2月	134,315	19,695	36,780	17,085	86.7	23,150	△ 13,630	△ 37.1
3月	33,340	96,025	142,110	46,085	48.0	81,580	△ 60,530	△ 42.6
4月	39,100	27,460	43,580	16,120	58.7			0.0
5月	63,130	17,780	25,920	8,140	45.8			0.0
6月	60,130	28,880	51,635	22,755	78.8			0.0
7月	37,170	27,530	23,440	△ 4,090	△ 14.9			0.0
8月	57,160	36,970	49,470	12,500	33.8			0.0
9月	56,035	31,760	32,800	1,040	3.3			0.0
合計	703,280	487,570	538,545	50,975	10.5	270,475	△ 268,070	△ 49.8

（２）武佐線

月	H30.10～ R1.9	R1.10～ R2.9 ①	R2.10～ R3.9 ②	増減 ②－①	対前年比(%)	R3.10～ R4.9 ③	増減 ③－②	対前年比(%)
10月	61,580	62,710	43,980	△ 18,730	△ 29.9	31,580	△ 12,400	△ 28.2
11月	43,950	42,210	58,400	16,190	38.4	62,510	4,110	7.0
12月	51,740	107,670	46,160	△ 61,510	△ 57.1	50,190	4,030	8.7
1月	40,860	39,940	42,720	2,780	7.0	39,440	△ 3,280	△ 7.7
2月	52,010	39,320	28,080	△ 11,240	△ 28.6	46,830	18,750	66.8
3月	43,420	18,860	48,040	29,180	154.7	45,950	△ 2,090	△ 4.4
4月	60,300	46,560	35,370	△ 11,190	△ 24.0			0.0
5月	39,180	17,440	24,180	6,740	38.6			0.0
6月	41,490	37,130	38,470	1,340	3.6			0.0
7月	44,510	41,450	29,120	△ 12,330	△ 29.7			0.0
8月	33,740	15,570	31,290	15,720	101.0			0.0
9月	40,650	47,920	41,580	△ 6,340	△ 13.2			0.0
合計	553,430	516,780	467,390	△ 49,390	△ 9.6	276,500	△ 190,890	△ 40.8

（３）養老牛線

月	H30.10～ R1.9	R1.10～ R2.9 ①	R2.10～ R3.9 ②	増減 ②－①	対前年比(%)	R3.10～ R4.9 ③	増減 ③－②	対前年比(%)
10月	24,270	19,290	8,875	△ 10,415	△ 54.0	21,640	12,765	143.8
11月	13,600	11,730	9,235	△ 2,495	△ 21.3	44,585	35,350	382.8
12月	25,020	12,010	14,795	2,785	23.2	14,535	△ 260	△ 1.8
1月	7,550	10,350	15,540	5,190	50.1	14,730	△ 810	△ 5.2
2月	6,580	12,415	15,375	2,960	23.8	8,920	△ 6,455	△ 42.0
3月	44,940	10,355	32,420	22,065	213.1	13,135	△ 19,285	△ 59.5
4月	24,900	9,735	14,610	4,875	50.1			0.0
5月	12,230	7,945	18,420	10,475	131.8			0.0
6月	21,120	38,890	17,205	△ 21,685	△ 55.8			0.0
7月	25,970	13,510	14,760	1,250	9.3			0.0
8月	21,580	9,725	20,665	10,940	112.5			0.0
9月	38,030	14,880	41,900	27,020	181.6			0.0
合計	265,790	170,835	223,800	52,965	31.0	117,545	21,305	22.1

中標津市内線 運行実績(3カ年)

1 利用者数(人)

月	系統名	R1年度	R2年度	R3年度	増減	前年対比
10	西町先回り	886	1,002	1,058	56	5.59 %
	フレスポ先回り	932	995	954	△ 41	△4.12 %
		1,818	1,997	2,012	15	0.75 %
11	西町先回り	1,032	1,084	1,008	△ 76	△7.01 %
	フレスポ先回り	963	1,045	924	△ 121	△11.58 %
		1,995	2,129	1,932	△ 197	△9.25 %
12	西町先回り	1,324	1,546	1,516	△ 30	△1.94 %
	フレスポ先回り	1,337	1,449	1,471	22	1.52 %
		2,661	2,995	2,987	△ 8	△0.27 %
1	西町先回り	937	964	796	△ 168	△17.43 %
	フレスポ先回り	869	861	724	△ 137	△15.91 %
		1,806	1,825	1,520	△ 305	△16.71 %
2	西町先回り	985	1,049	940	△ 109	△10.39 %
	フレスポ先回り	939	1,110	856	△ 254	△22.88 %
		1,924	2,159	1,796	△ 363	△16.81 %
3	西町先回り	1,370	1,056	1,400	344	32.58 %
	フレスポ先回り	1,291	1,043	1,265	222	21.28 %
		2,661	2,099	2,665	566	26.97 %
4	西町先回り	1,043	713	930	217	30.43 %
	フレスポ先回り	1,002	646	849	203	31.42 %
		2,045	1,359	1,779	420	30.91 %
5	西町先回り	880	597	627	30	5.03 %
	フレスポ先回り	855	598	483	△ 115	△19.23 %
		1,735	1,195	1,110	△ 85	△7.11 %
6	西町先回り	1,306	1,514	1,294	△ 220	△14.53 %
	フレスポ先回り	1,220	1,355	1,230	△ 125	△9.23 %
		2,526	2,869	2,524	△ 345	△12.03 %
7	西町先回り	923	974	758	△ 216	△22.18 %
	フレスポ先回り	892	913	746	△ 167	△18.29 %
		1,815	1,887	1,504	△ 383	△20.30 %
8	西町先回り	879	834	824	△ 10	△1.20 %
	フレスポ先回り	854	818	755	△ 63	△7.70 %
		1,733	1,652	1,579	△ 73	△4.42 %
9	西町先回り	1,366	1,414	1,138	△ 276	△19.52 %
	フレスポ先回り	1,277	1,366	1,006	△ 360	△26.35 %
		2,643	2,780	2,144	△ 636	△22.88 %
合計	西町先回り	12,931	12,747	12,289	△ 458	△3.59 %
	フレスポ先回り	12,431	12,199	11,263	△ 936	△7.67 %
		25,362	24,946	23,552	△ 1,394	△5.59 %

2 運行収入(円)

月	系統名	R1年度	R2年度	R3年度	増減	前年対比
10	西町先回り	119,742	133,118	140,747	7,629	5.73 %
	フレスポ先回り	125,312	132,120	127,618	△ 4,502	△3.41 %
		245,054	265,238	268,365	3,127	1.18 %
11	西町先回り	139,408	144,033	134,048	△ 9,985	△6.93 %
	フレスポ先回り	130,038	139,051	123,196	△ 15,855	△11.40 %
		269,446	283,084	257,244	△ 25,840	△9.13 %
12	西町先回り	182,400	208,772	205,764	△ 3,008	△1.44 %
	フレスポ先回り	184,412	195,967	199,631	3,664	1.87 %
		366,812	404,739	405,395	656	0.16 %
1	西町先回り	126,416	128,532	106,564	△ 21,968	△17.09 %
	フレスポ先回り	117,888	114,933	96,828	△ 18,105	△15.75 %
		244,304	243,465	203,392	△ 40,073	△16.46 %
2	西町先回り	132,779	139,270	124,895	△ 14,375	△10.32 %
	フレスポ先回り	126,628	147,449	113,575	△ 33,874	△22.97 %
		259,407	286,719	238,470	△ 48,249	△16.83 %
3	西町先回り	188,145	139,197	190,824	51,627	37.09 %
	フレスポ先回り	177,676	137,350	173,586	36,236	26.38 %
		365,821	276,547	364,410	87,863	31.77 %
4	西町先回り	139,992	95,410	122,380	26,970	28.27 %
	フレスポ先回り	134,347	87,014	111,801	24,787	28.49 %
		274,339	182,424	234,181	51,757	28.37 %
5	西町先回り	118,861	80,579	85,078	4,499	5.58 %
	フレスポ先回り	115,881	80,524	66,140	△ 14,384	△17.86 %
		234,742	161,103	151,218	△ 9,885	△6.14 %
6	西町先回り	179,584	203,982	178,162	△ 25,820	△12.66 %
	フレスポ先回り	167,814	183,083	169,977	△ 13,106	△7.16 %
		347,398	387,065	348,139	△ 38,926	△10.06 %
7	西町先回り	124,270	129,830	100,723	△ 29,107	△22.42 %
	フレスポ先回り	119,998	121,740	99,923	△ 21,817	△17.92 %
		244,268	251,570	200,646	△ 50,924	△20.24 %
8	西町先回り	119,383	111,386	109,265	△ 2,121	△1.90 %
	フレスポ先回り	115,856	109,893	100,446	△ 9,447	△8.60 %
		235,239	221,279	209,711	△ 11,568	△5.23 %
9	西町先回り	188,325	191,512	156,976	△ 34,536	△18.03 %
	フレスポ先回り	176,982	182,940	139,983	△ 42,957	△23.48 %
		365,307	374,452	296,959	△ 77,493	△20.70 %
合計	西町先回り	1,759,305	1,705,621	1,655,426	△ 50,195	△2.94 %
	フレスポ先回り	1,692,832	1,632,064	1,522,704	△ 109,360	△6.70 %
		3,452,137	3,337,685	3,178,130	△ 159,555	△4.78 %

令和 4 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 中標津町地域公共交通活性化協議会
住 所 北海道標津郡中標津町丸山 2 丁目 22 番地
代表者氏名 会長 遠 藤 俊 勝

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

生活交通確保維持改善計画の名称																
中標津町生活交通確保維持改善計画																
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性																
中標津町の公共交通は、バス事業者が運行する「中標津市内線」や他自治体との当町を結ぶ「標津西春別線」、「中標津線」、「釧路羅臼線」などの幹線系統に加え、町がハイヤー事業者に委託し運行する「町営バス路線（俣落線・武佐線・養老牛線）」を有しており、町内における日常生活の移動や広域的な移動の手段となっている。 しかし、人口減少やモータリゼーションなどにより、公共交通の利用者は低迷しており、赤字運行による町負担の増加をはじめ、様々な課題が生じている。 例えば、市街地を運行する「中標津市内線」は、住宅地の拡大や郊外部における大型商業施設の立地に伴い路線ではカバーできない交通空白地域が発生しており、「町営バス路線」は郡部と市街地を結ぶ路線であるが、1便当たりの利用者数が少なく、便によっては無乗車と非効率的な運行を強いられている。 このような状況の中、主な利用者となる少子高齢化に伴い増加する高齢者や免許返納者、学生等の交通弱者の利用実態に合った公共交通を将来にわたって維持・確保する、また、交通空白地域と中心市街地のアクセスを確保し、交流人口の拡大を促進するとともに地域の活性化を図るためには、現状の公共交通体系を維持し移動手段を確保しつつも、路線の見直しや新しい交通システムへの見直し等を行い、中標津町に合った公共交通体系を検討・構築することが必要となる このため、地域公共交通確保維持改善事業により、中標津町内における生活交通手段を維持・確保し、また、地域間幹線系統等との接続による広域的な移動支援などを図るため、住民の生活の足としての公共交通を存続させていくことが必要である。																
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果																
（1）事業の目標 地域公共交通確保維持改善事業の実施に当たり、目標を設定する。 運行の効果率 1便当たりの利用者数 2. 0人以上を目標とする。 <table><tr><td colspan="4">【町有バス（俣落線・武佐線）】</td></tr><tr><td>・年間バス利用者数</td><td>【R2. 10～R3. 9】</td><td>6, 118 人</td><td>(5, 713 人)</td></tr><tr><td>・1便当たり利用者数</td><td>【R2. 10～R3. 9】</td><td>1. 9 人/便</td><td>(1. 6 人/便)</td></tr><tr><td>・収支率</td><td></td><td>約 6%</td><td>(約 6%)</td></tr></table> ※（ ）＝前年度	【町有バス（俣落線・武佐線）】				・年間バス利用者数	【R2. 10～R3. 9】	6, 118 人	(5, 713 人)	・1便当たり利用者数	【R2. 10～R3. 9】	1. 9 人/便	(1. 6 人/便)	・収支率		約 6%	(約 6%)
【町有バス（俣落線・武佐線）】																
・年間バス利用者数	【R2. 10～R3. 9】	6, 118 人	(5, 713 人)													
・1便当たり利用者数	【R2. 10～R3. 9】	1. 9 人/便	(1. 6 人/便)													
・収支率		約 6%	(約 6%)													
（2）事業の効果 中標津町における公共交通を維持することにより、高齢者等の買い物・通院、通学等の日常生活に係る移動手段として確保することができる。 また、地域間幹線系統との接続により、広域的な移動を支援することができる。																

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・ 町民ニーズ把握調査の実施（協議会） ・ 利用実態調査の実施（中標津町） ・ 町民等の意見交換会の実施（中標津町） ・ 系統や便数、運行ダイヤの見直し（中標津町、協議会、事業者） ・ ターミナルとなる施設の整備（中標津町、協議会、事業者）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表 1」を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
中標津町から運行事業者へ委託する委託料については、運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
中標津町
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
活性化法法定協議会が補助対象ではないため記載なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果	
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要	
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
20. 貨客混載の導入に要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額	
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
21. 協議会の開催状況と主な議論	
1	本協議会の前身である「中標津町地域公共交通会議」の開催状況 令和3年6月16日 中標津町バス運行実績 令和4年1月11日 地域内フィーダー系統確保計画について 書面会議の実施 令和4年3月 3日 地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金に係る事業評価について 書面会議の実施 中標津町地域公共交通活性化協議会の設置に伴う中標津町地域公共交通会議の廃止
2	本協議会の開催状況 令和4年4月25日 協議会役員の選出 規約等について 令和4年5月30日 地域公共交通調査事業の活用及び申請について 等 町民ニーズ把握調査等の業務委託契約について 中標津町バス運行実績 地域内フィーダー系統確保計画について 中標津市内線のダイヤ改正について 等
22. 利用者等の意見の反映状況	
各種団体から利用者及び住民を代表する委員として参加いただいております、協議会での議論を反映した計画としています。	

23. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	北海道根室振興局
関係市区町村	中標津町（町民生活部、経済部、建設水道部、教育委員会）
交通事業者・交通施設管理者等	日東交通株式会社、株式会社北都ハイヤー、株式会社旭観光バス、阿寒バス株式会社、私鉄総連阿寒バス支部、根室交通株式会社、私鉄総連根室交通支部
地方運輸局	国土交通省北海道運輸局釧路運輸支局
その他協議会が必要と認める者	中標津町全町内連合会、武佐地区連合会、俣落連合会、養老牛町内連合会、計根別町内連合会、中標津町商工会、なかしべつ観光協会、中標津町社会福祉協議会、国土交通省北海道開発局釧路開発建設部中標津道路事務所、北海道釧路総合振興局釧路建設管理部中標津出張所、北海道釧路方面中標津警察署

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地

（所 属）町民生活部 生活課交通町民相談係

（氏 名）交通町民相談係長 松井錦次

（電 話）0153-73-3111（内線 221）

（e-mail）choumin@nakashibetsu.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地 営業区域	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
中標津町	中標津町	(1) 俣落線①	中標津町 交通セン ター	りんどう園、 俣落、病院	中標津町 交通セン ター	往(循環) 復 48.2km	293 日	293.0 回		路線定期運行	①	地域間幹線系統「標津西 春別」「中標津線」「釧路 羅臼線」の中標津町交通 センターとバス停留所接 続	③
		(2) 俣落線②	中標津町 交通セン ター	りんどう園、 俣落、病院	中標津町 交通セン ター	往(循環) 復 48.6km	293 日	293.0 回		路線定期運行	①		③
		(3) 俣落線③	中標津町 交通セン ター	りんどう園、 俣落、病院	中標津町 交通セン ター	往(循環) 復 48.1km	293 日	293.0 回		路線定期運行	①		③
		(4) 俣落線④	中標津町 交通セン ター	りんどう園、 病院	中標津町 交通セン ター	往(循環) 復 16.8km	293 日	879.0 回		路線定期運行	①		③
		(5) 武佐線①	中標津町 交通セン ター	まこと、武 佐、開陽、 病院	中標津町 交通セン ター	往(循環) 復 53.7km	293 日	293.0 回		路線定期運行	①		③
		(6) 武佐線②	中標津町 交通セン ター	まこと、武 佐、開陽、 病院	中標津町 交通セン ター	往(循環) 復 49.1km	293 日	293.0 回		路線定期運行	①		③
		(7) 武佐線③	中標津町 交通セン ター	まこと、病院	中標津町 交通セン ター	往(循環) 復 15.5km	293 日	879.0 回		路線定期運行	①		③
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	中標津町
------	------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	13,715
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ロ②（1））に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7（ロ②（2）（実施要領の2.（1）⑭））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

中標津市内線 利用者数データ(過去3カ年)

【乗降データ詳細】

- ・阿寒バス株式会社が実施した乗降調査の結果を参照
- ・R1～R3年度における、平日5日間の乗車データを使用し、1日当たりの平均乗車数を算出
 (R1年度: R1年5月20日～24日)
 (R2年度: R2年6月22日～26日)
 (R3年度: R3年6月21日～25日)

